

電子書籍販売委託契約書

出版権者：

電子書籍委託販売業者：

出版権者.....を甲とし、
電子書籍委託販売業者：.....を乙とし、

甲の発行する電子書籍の委託販売について、甲と乙とは、次のとおり販売委託契約（以下「本契約」という）を締結した。

年 月 日

甲（出版権者）住所

会社名

氏名

(印)

乙（電子書籍委託販売業者）住所

会社名

氏名

(印)

第1条（目的） 甲は乙に対し、甲の発行する別表の電子書籍について、自動公衆送信すること（以下、「電子書籍の販売」と言う）を委託し、乙はこれを受託した。

2 本契約期間中に、甲が新たに発行する電子書籍については、甲乙合意の上で随時別表に加えることができる。

3 別表に記載された電子書籍について、甲はいつでも削除を求めることができる。

第2条（乙の受託業務） 乙は、前条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1. 電子書籍の販売
2. 販売代金の回収
3. 前2項に付随・関連する行為

第3条（許諾の範囲） 甲が乙に許諾する自動公衆送信の範囲は、次に記す乙が運営する電子書籍販売サイトに限定する。

サイト名：

同URL：

2 乙は、上記の電子書籍販売サイトでのみ販売できる。

3 乙は、本条第1項に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知し、甲の同意を得なければならない。

第4条（販売価格） 乙は、甲の指定する販売価格を順守して販売する。

第5条（納品方法） 別表電子書籍の電磁的記録の納品方法については、甲乙協議のうえ、別途、定めるものとする。

第6条（販売手数料） 甲が乙に対して支払う手数料は販売価格の.....%とする。

第7条（報告と支払い） 乙は、別表電子書籍について、.....カ月ごとに.....日までの販売数を翌月.....日までに、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の報告に基づく商品代金から前条に定める乙の手数を差し引いた金額を、報告後1か月以内に甲に送金するものとする。

第 8 条（譲渡および再委託の禁止） 甲乙は、本契約より生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

2 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

第 9 条（契約解除） 乙が、本契約に定める義務を怠ったときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができる。

第 10 条（契約解除などに伴う乙の義務） 第 1 条第 3 項の電子書籍の別表からの削除、および前条の契約解除を受けた乙は、乙の電子書籍販売サイトにおいて次の義務を履行しなければならない。

1. 当該電子書籍の販売停止。
2. 当該電子書籍の電磁的記録の確実な消去。
3. 当該電子書籍の読者向け販売用リクエスト画面の表示停止および削除。

第 11 条（有効期間と更新） 本契約の有効期間は、契約の日から 3 カ年間とする。ただし、期間満了の.....カ月前までに甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本契約と同一条件で更に.....年間継続するものとし、以後も同様とする。

第 12 条（契約内容の変更） 本契約を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、合意の文書を同文 2 通作成し各 1 通を保有する。

第 13 条（契約の尊重） 甲および乙は、本契約の解釈について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

第 14 条（裁判管轄） 甲乙は、前条にかかわらず本契約に関して裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、署名捺印の上、各自 1 通を保有する。